

水道料金統一の基本的な考え方と 今後の進め方について

1 水道料金統一の基本的な考え方

【地方公営企業法】

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

【水道法】

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
(1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
(2) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
(3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
(4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
(5) 略
3～7 略



一 水道事業、同一料金の原則



河原地域及び青谷地域の水道料金を鳥取・国府地域の水道料金に統一

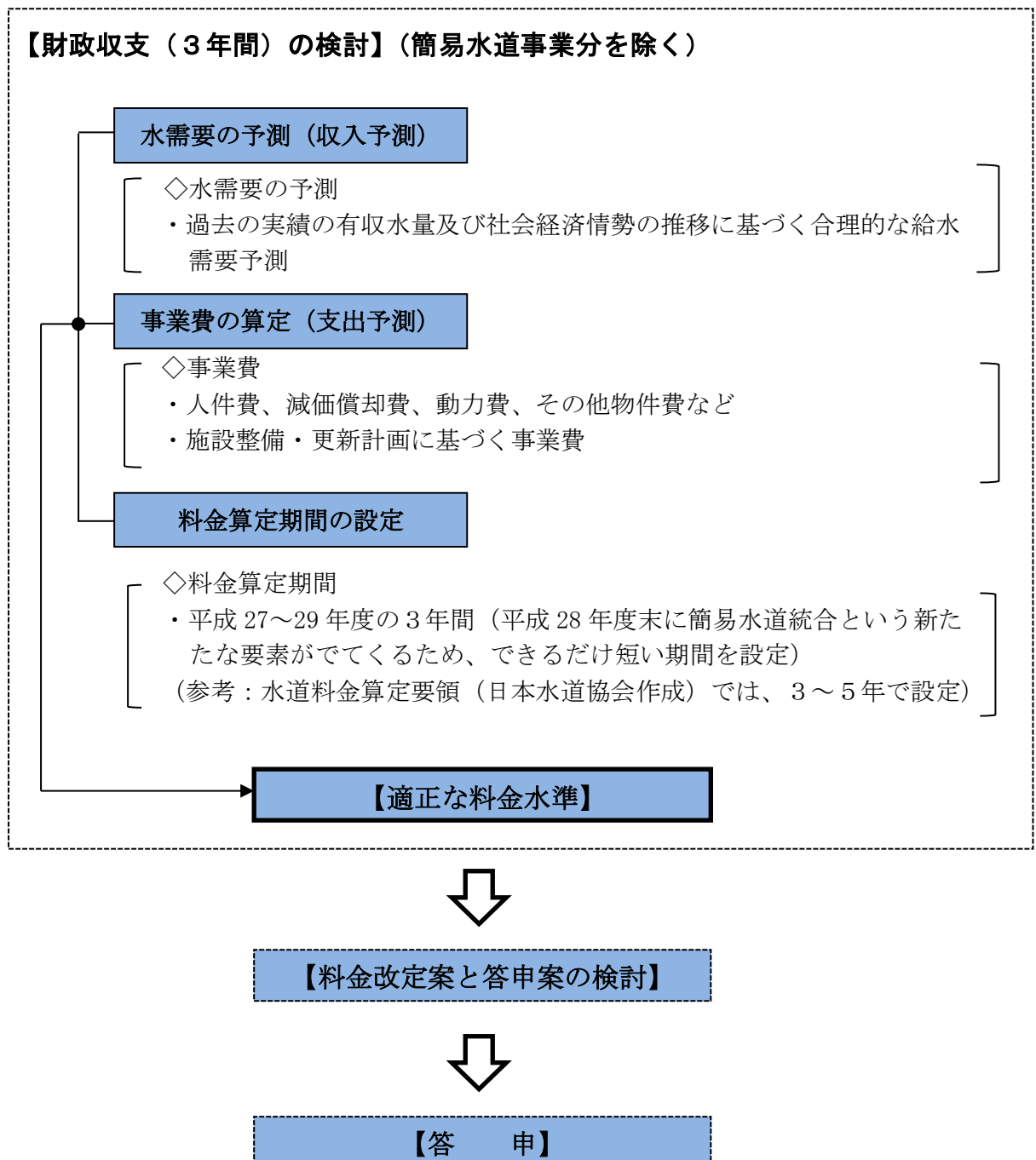
2 今後の進め方

○水道事業審議会の審議におけるポイント

《諮問事項 1》 鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の現行水道料金を適正な額に統一することについて

鳥取・国府地域と河原地域、青谷地域の水道料金を適正な額に統一することにあたり、料金統一後、3年間の適正な料金水準について検討を行う。→**料金統一後の3年間の財政収支を検討<図1>**

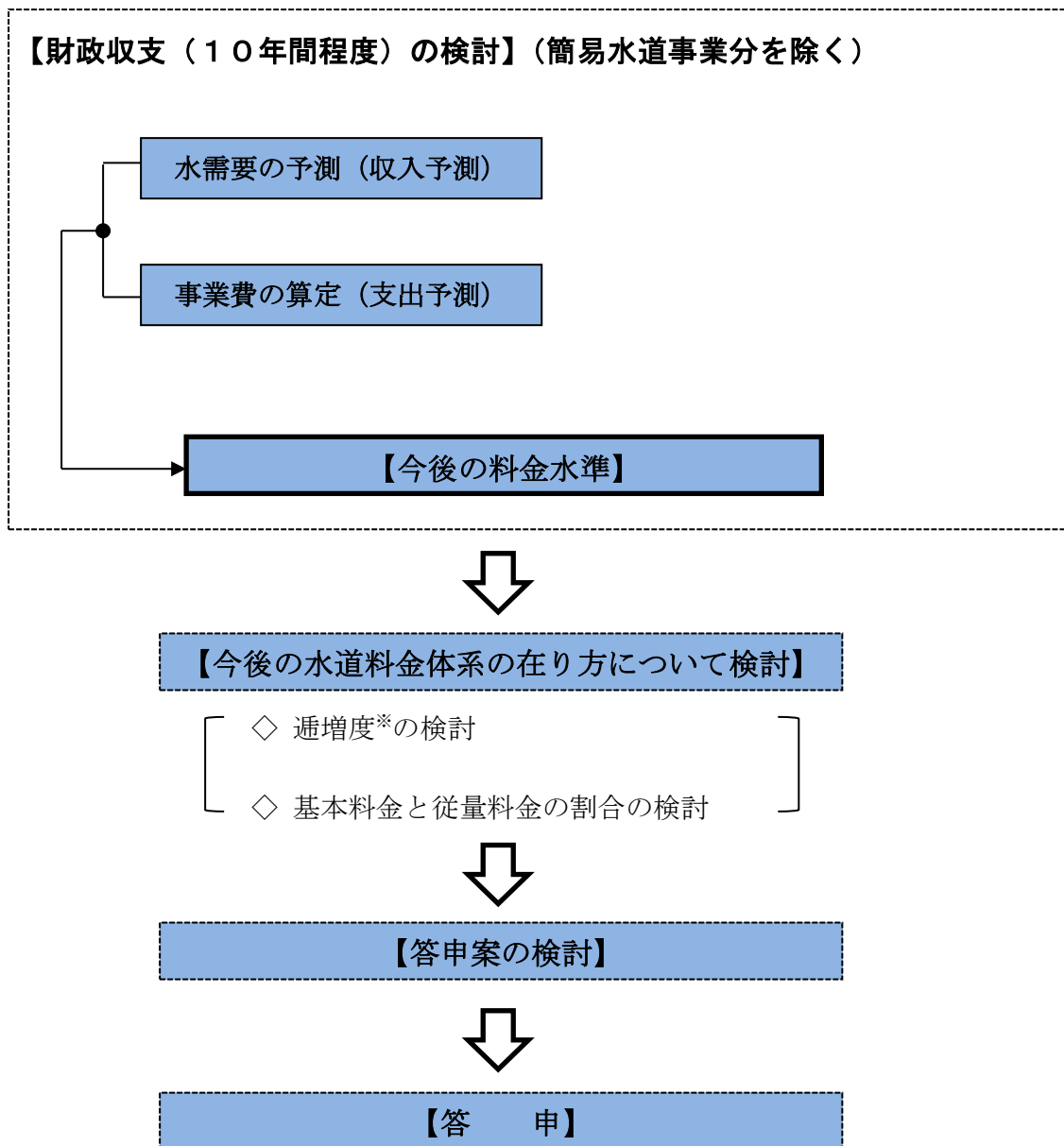
<図1>



《諮問事項 2》 今後の水道料金体系の在り方について

今後の水道料金体系の在り方について、料金統一後、10年間程度の事業計画や財政収支を基にした今後の料金水準の検討を図るとともに、「新水道ビジョン」で示されている「料金制度の最適化」について検討を行う。→**長期的視点に立った企業経営と水道料金の在り方（逓増度、基本料金と従量料金の割合）の検討**〈図2〉

〈図2〉



※逓増度とは、水道料金の最高単価が最低単価の何倍となっているかを示した指標

逓増度＝水量1立方メートル当たりの最高単価÷水量1立方メートル当たりの最低単価